

## 令和4年度第1回霧島市男女共同参画審議会会議要旨

開催日時	令和4年8月8日（月） 13:30～15:30		
開催場所	霧島市役所本庁 別館4階 中会議室		
出席委員	高木 治邦、宇治 健太郎、立山 早美、赤池 勇一郎、日高 嘉子、池田 裕子、中村 初美、岩橋 恵子、山口 眞理、最勝寺 妙、大村 祥恵（11名）		
事務局	本村市民環境部長、鮫島市民課長、福永主幹兼人権・男女共同参画グループ長、古川主任主事		
公開・一部非公開又は非公開の別	公開	傍聴人数	1人
<b>議事</b>			
1 会長及び副会長の選出			
2 説明及び協議事項			
(1) 霧島市における男女共同参画施策の概要及び同審議会の運営について			
(2) 第2次霧島市男女共同参画計画の中間評価について			
(3) 「(仮称)第3次霧島市男女共同参画計画」の骨子(案)について			
<b>審議結果等の概要</b>			
<b>1 副会長の選出</b>			
委員の互選により決定（会長：日高委員、副会長：岩橋委員）			
<b>2 説明事項</b>			
(1) 霧島市男女共同参画審議会の概要及び同審議会の運営について			
事務局が資料1・資料1-2に沿って説明。委員からの主な意見並びに事務局の回答は次のとおり。			
<p>④市の男女共同参画推進体制について、各会議等の男女比率はどうか。</p> <p>→国男女共同参画推進連絡会議については、全員男性であり、その他の会議においても女性の割合が少ない状況である。これは、部長職に女性がおらず、また管理職における女性の割合が10数%であることが要因である。今後も女性の受験者を増やす取組を継続するとともに、管理職への女性の登用に努めたい。</p> <p>④男女共同参画推進連絡会議は定例会議か。</p> <p>→国計画の改訂年度に集中して開催する会議で、本審議会での議事内容の事前協議及び審議会後の情報共有が主である。今年度は5回開催予定。</p> <p>④男女共同参画政策は、全ての施策に男女共同参画の横串を通す総合行政と認識している。現在、主務課が市民課となっているが、全庁的な企画調整機能は果たされているか。</p> <p>→国会議の実施等、滞りなく行えている。</p> <p>④自治公民館連絡協議会から参加しているが、運用上1年間の持ち回りとなっている。計画を策定するような重要な会議であれば、短期間でなく2年以上の期間が望ましいと考えるがどうか。</p> <p>→国自治公民館連絡協議会については、市民活動推進課が事務局となっている。同協議会には庁内の様々な部署から委員の依頼があり、委員の負担軽減のため1年交代という運</p>			

用になっていると思われる。今回の御意見を踏まえ、それぞれの委員会や審議会の目的に沿った形で運用ができないか検討していきたい。

(2) 第2次霧島市男女共同参画計画の中間評価について

事務局が資料2・資料3に沿って説明。委員からの主な意見並びに事務局の回答は次のとおり。

㊦ 人権擁護委員として、男女共同参画に関する研修を行っているが、最近になって企業からの研修依頼が増えている。4、5年前まではほとんど依頼がなかったことを考えると、霧島市内の企業において男女共同参画に関する意識が高まっているのを実感する。各種メディアで男女共同参画について取り上げられていることや、行政の啓発活動が効果を現わしているのではないかと思う。

㊦ 附属機関等委員の女性登用が目標値より10.4%低い。附属機関等の女性登用は行政が単独でできる取組であり、もっと積極的に推進すべきと考えるが、全庁的な会議等で共有されているのか。

→ 国先日開催した男女共同参画推進連絡会議にて、数値目標が達成できていない現状を各部長に共有した。今後更に実効性のある方法を検討したい。

㊦ (資料3、P7、参考データ③) 市民意識調査の結果については無回答が含まれているが、数値目標は無回答を除いて示されており、分かりづらい。

→ 国現行計画策定時に無回答を除いた数値で目標値を設定しており、比較のため条件を合わせたものである。今後どのように算出するか検討したい。

㊦ (資料3、P45、参考データ①) 市民意識調査の結果について、「社会通念・慣習・しきたりの中で」、また、「地域社会の中で」不平等を感じている声が多いことをみると、無意識の性差別は改善されていない状況が分かる。性別役割分担に対して反対の声が強くある一方、国際的に見ても、日本は育児や家事を圧倒的に女性が担っていたり、それを女性が受け入れている状況もあったりと、特に先進国との意識の格差が大きい。この無意識の性差別について、今後考えていく必要がある。

→ 国市民意識調査の結果、不平等を感じる声が高まっていることについては、男女共同参画の意識啓発が進み、当たり前と思っていたことや現状に対する問題意識が高まっているのではないかと事務局では分析している。これを弾み車として、今後の施策を検討していきたいと考える。

㊦ 市民意識調査の結果は意識の啓発が進んでいる証ということで、今後に期待したい。男女共同参画の推進は、啓発活動から始まり、その後地域に根付かせる発信事業が重要である。その段階に入っていると思われるので、積極的に発信事業を行うべきと考える。

㊦ 附属機関等委員の女性登用について、意思決定機関に女性が少ないというのはどこも同じである。昨年まで所属していた鹿児島大学でも、管理職や研究職に女性が少なく、女性の登用が進んでいなかった。そこで昨年、規則を改正し、意思決定機関の中に女性枠

を設定した。制度から変えなければなかなか達成できない問題であるとする。

㊦『共同参画』6月号P2) 意思決定機関の女性登用について、フランスは2003年の段階では日本と同程度であったが、クオータ制を導入したことで、20年程で世界トップクラスになった。このように、変化を起こすにはある程度の強制力が必要であるとするが、市においても思い切った改革ができないか。

→国クオータ制については、女性委員の登用や職員の人事等に関して横串を刺し、市全体で検討する必要があると考えている。県内の状況としては、クオータ制を導入している自治体はまだなく、鹿児島市の男女共同参画審議会で答申が出されたと聞いている。

㊦中間評価が分かりづらい。各課の関連事業をただ載せているような印象で、それぞれが毎年の評価などを行って目標達成のためのプロセスを踏めているのか疑問に思った。具体的な数値を示して取組の過程が分かるようにしてほしい。

→国中間評価は、関連事業について各課からローリングしたものを提出してもらい、要点を集約したものである。膨大なデータであるため記載していない情報もあり、分かりづらいところがあった。今後、様々な施策における男女共同参画の視点の重要性について各担当課の更なる理解促進を図るとともに、より分かりやすく施策の評価ができるよう部課長級とも協議しながら改善に努めたい。

### (3) 「(仮称) 第3次霧島市男女共同参画計画」の骨子(案)について

事務局が資料4・資料5・資料6に沿って説明。委員からの主な意見並びに事務局の回答は次のとおり。

㊦基本目標の「男女」が「一人ひとり」に変更になることについて、男女共同参画推進条例との整合性はとれているか。また、変更に伴って条例改正を行うのか。

→国同条例の中で基本理念に「男女の人権」と謳っている。表現を「男女」から「一人ひとり」に変えたことによってこの基本理念から逸脱するとはいえず、「男女の人権を含めて一人ひとりの人権」というご理解を頂きたい。条例改正については考えていない。

㊦基本目標の「男女」が「一人ひとり」に変更になることについては理解したが、ジェンダーの視点でのデータ分析等についてはしっかりと行ってほしい。

㊦重点課題2に「子どもへの男女共同参画教育の推進」とあるが、大人への男女共同参画に関する学習機会も必要ではないか。男女共同参画の推進を子どもに任せていたのでは、子ども達が大人になるまで変化はない。むしろ教育を受ける機会のある子どもよりも、大人にこそ学びの機会が必要ではないか。

→国市民課では各自治公民館を訪問して男女共同参画教室を行う事業があるが、新型コロナウイルス感染症の影響で近年は中止している状況である。状況をみながら再開したいと考えている。なお、市民意識調査では、70代以上の高齢層において、性別役割分担に賛成する人の割合が多いという結果が出ている。地域活動から引退している層については、市報等を活用しての啓発を行いたい。

また、霧島市総合計画の改訂に伴って行った市民意識調査の結果を見ると、例えばスポーツ少年団の活動等において、性別によって保護者の役割が決められている現状があるという回答がみられた。現役の親世代に対する啓発活動の必要性も感じている。

㊦「重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、男性や子どものDV被害者に対する支援も必要ではないか。また、施策の方向②「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進」に関連して、加害者への教育プログラム等の支援が進んでいる自治体もあることから、加害者支援についても追加できないか。

→国男性のDV被害者についてはもちろん認識している。ただ、各種報道や調査結果から、現状として大多数が男性から女性に対するDVであることは明らかである。このことを社会的に受け止めるという意味を込めて、「女性に対する」という表現にしたところである。また、子どもに対する暴力については、保護者関係の影響が多分にあるという調査結果がある。こども・くらし相談センターにおける支援等により、しっかりと対応していきたい。

㊧重点課題4、施策の方向③について、従来はハラスメント全般の内容だったが、セクシュアル・ハラスメントに限定されているのはなぜか。パワハラやマタハラは含まれないのか。

→国国の第5次計画の第5分野、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の中に、「セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」という項目があり、これを受けて変更をしたものである。また、パワハラ、マタハラについては、重点課題3、施策の方向②「雇用の分野における男女の均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進」の項目に含めるよう計画している（資料6参照）。

㊨セクシュアル・ハラスメントだけが前に出ると、それしかやっていないように見えるので、重点課題3の中に含まれているのであれば、施策の方向の中に「各種ハラスメントの防止」と明記した方が良いのではないか。文言の整理をしてもらいたい。

→国御指摘の通りに対応したい。

㊩生活困難者には男性も多くいるが、「重点課題6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、施策の方向②「高齢者、障がい者、外国人等」の「等」には、男性も含まれているのか。

→国御指摘の通り。男性や子どもを含めた内容を検討したいと考えている。

㊪重点課題6、施策の方向②について、現行計画に「子どもが安心して暮らせる環境の整備」とあるものが、「高齢者、障がい者、外国人等」と、子どもについての記載がなくなっている。優先度を下げたように見えるので、子どもへの支援についても明記すべきではないか。

→国御指摘の箇所については、「高齢者、障がい者、外国人、子ども等」と併記するかたちでの対応としたい。

㊦男女共同参画と掲げながら女性だけに特化した内容だと、女性が弱く守られる対象であるように感じる。女性に対するものだけでなく、市民全体を対象として考えるべきではないか。

㊦国や県の動向だけでなく、霧島市の実態に即した、霧島市ならではの計画であるべき。今回出た意見を真摯に受け止め、計画に盛り込んでもらいたい。

会議資料

■第1回霧島市男女共同参画審議会 資料1、1-2、2、3、4、5、6